

第 584 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 5 月 6 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 50 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	9	茂木 比呂志
11	川口 寛市	12	鈴木 伸江	13	小柴 賢次郎	14	白井 和子

4 欠席委員（2 人）

8	渡邊 和已	10	森田 泰彰				

5 事務局職員（3 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の
決定について

議案第 5 号 農用地利用配分計画案について

専決処分報告について

第 584 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。定刻になり、予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところ第 584 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、8 番渡邊和巳委員、10 番森田泰彰委員が欠席となり、14 名中 12 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、早速会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。5 月も今日で早くも 6 日となり、田にも水が入り光って見えます。緊急事態宣言も延長の報道があるようです。農業生産に対して減退する需要、経済の混迷など、諸々の問題がありますが、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 584 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。9 番茂木比呂志委員、11 番川口寛市委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題</p>

事務局（山口）	<p>といたします。</p> <p>議案第1号1番、2番、3番につきましては、権利者が同一でありますので、一括で審議し個別に採決したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは、一括で審議をいたします。</p> <p>担当委員は10番森田委員ですが本日は欠席ですので、委員に代わって現地調査結果及び補足説明を、事務局からお願いします</p> <p>森田委員が所用のため欠席でありますので、事務局よりご説明をさせていただきます。なお、森田委員より4月30日に現地確認をした旨の報告を頂いております。</p> <p>議案第1号1番～3番についての申請地所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、消防署富津出張所跡地より北の方向に約250mの地点、2番の申請地は、同じく消防署跡地より北の方向に約80mの地点、3番の申請地は、JAきみつ富津出荷場の前にそれぞれ位置にする農地であります。義務者は高齢により耕作が難しくなってきたため権利者をお願いをしていたところでしたが、権利者は今後も耕作を続けていく意思があることから、経営の安定面からも将来に向かい農地を確保することが必要と思ひ、使用貸借権の設定を行うべく本申請に至ったものです。</p> <p>申請地は農用地区域内の農地を含み、面積5,051㎡、権利者の耕作面積は0㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えていることから、基準を満たしております。</p> <p>営農計画としましては、芋、落花生、ブロッコリー、イチジクの栽培を行う予定です。機械の所有状況、技術力、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>なお、3番の申請地につきましては、湿田であることから許可取得後、耕作に適した土砂等による軽微な土壌改良を計画しておりましたが、権利者の認識誤りにより許可前に土砂を搬入しております。厳重に注意し、定められた手続を行うよう指導してございます。</p> <p>以上です。</p>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。
稲村委員	指導とは、どのようなことを行ったのか。
事務局（山口）	埋立中であれば工事の停止を求めるのが本来であるが、こちらが把握した時点で、既にほぼ完了している状態であった。あつてはならない行為であることを説明のうえ、今後はこのようなことをしないとの一筆を本人から提出させました。
議長	<p>事前着工はやってはいけないことなので、いろいろな状況があるだろうが、皆さんも関係者にお話しいただければと思います。</p> <p>他に質問はありますか。質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番も承認されました。</p>
議長	議案第1号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を3番鈴木昇委員お願いします。
鈴木昇委員	議案第1号4番について、申請地を5月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。申請地は、吉野小学校より北西の方向約300mに位置する農地で

<p>議長</p>	<p>あります。</p> <p>義務者は、資材置場及び駐車場用地のため農地法第5条の許可を得て事業を開始しようとしたところ、隣接地であった権利者より農地として利用したく買受の申し入れがあったことから、計画を取り止め売買による所有権移転の申請をすることとなったものです。営農計画としましては、キュウリ、トマト、ナス等を栽培する計画です。</p> <p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（山口）</p>	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、農地法第5条の許可を得て事業を開始しようとしていたところ、自宅の隣接地である権利者より耕作の利便性が良いので、買受をしたい申し込みがあったことから、義務者は地域の方々の要望を受け入れることも大切と考え、今回の計画を取り止め、農地の有効活用を優先することで話が纏まり、売買による所有権移転の申請をするものであります。</p> <p>申請地は農振農用地に指定されていない農地であり、面積は 660 m²、権利者の耕作面積は、1290 m²であり、農業委員会が定める農振農用地以外の農地を取得する場合の下限面積は 1,000 m²のため、基準を満たしております。その他機械の所有状況、技術・労働力についても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声） 質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p>

議長	<p>次に議案第2号「農地法第4条の規定による一時転用許可申請（農地造成）について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきましては、担当委員の現地調査及び説明を5番佐久間委員からお願いいたします。</p>
佐久間委員	<p>議案第2号1番について申請地を4月30日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧環南小学校より南西方向約800mに位置する農地であります。県道および権利者自宅と接し、それらより1.5から2mほど低くなっており、出入りは県道に接する急坂な法面のみです。高低差があり、耕作を行うにあたり支障がある状況です。土地の一部を隣接する宅地と同じ高さまで山砂で嵩上げすることで、野菜類の作付けによる自給自足体制を図りたいと考えております。周辺農地への影響に関しては影響がない様に計画されており、問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農地造成は、購入した山砂での嵩上げによるものとなります。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。農地造成のための一時転用にあたり、立地基準、一般基準など全て満たしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切</p>

<p>議長</p>	<p>り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>【議案第3号】</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番につきまして、担当委員は私ですので現地調査及び説明を私からいたします。</p>
<p>平野弁一委員</p>	<p>議案第3号1番について申請地を昨日5月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。中央公民館より南西の方向約600mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、東京都内で建設設計業を経営しており、事業発展のため資材置場として利用できる土地を探していたところ、都内では予算の関係上、適切な広さの土地を確保できないことから、1時間程度で移動可能で、予算・広さともに最適な本件土地を資材置場用地として転用申請することとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。資材置場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えま</p>

議長	<p>す。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第3号2番、3番につきましては、権利者が同一でありますので、一括で審議し個別に採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声） それでは、一括で審議をいたします。</p> <p>担当委員は10番森田委員ですが、先ほどのとおり本日欠席ですので、委員に代わって現地調査結果及び補足説明を、事務局からお願いいたします。</p>
事務局（樋口）	<p>委員に代わって議案第3号2番および3番についてご説明いたします。委員より、申請地を4月30日に確認した旨報告をいただいております。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市役所より南西の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、現在木更津に居住し、東京において自動車関連の総合事業を法人として行っております。本社近郊における駐車場代等の維持費等を考慮し、令和2年12月24日付けで、本件土地の隣接地である篠部■■■■■■にて貸駐車場用地として転用許可を受けており、今回、駐車場用地を拡大することで義務者から承諾を得られたため、売買による所有権移転を申請することとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはな</p>

<p>議長</p>	<p>く、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透として います。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっ ており、添付書類から確認済みです。駐車場用地として利用するにあ たり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えま す。 以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございま すか。(なし声) 質疑なしということでもありますので、質疑を打ち切 り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第3号2番は承認さ れました。</p> <p>つづきまして、議案第3号3番につきまして、原案に賛成委員の挙 手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第3 号3番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。本 議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に、農 用地利用集積計画については、農業委員会の決定を経て、農用地利用 集積計画を定めることとなっていることから、審議をするものであり ます。</p> <p>事務局より説明をお願いします</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ る農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。4ページ をご覧ください。</p> <p>権利設定は、農地中間管理事業を活用した農地利用集積で、設定を 受ける者は、千葉県の農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園 芸協会であります。利用権の設定を受ける土地は、2筆 3273㎡でご</p>

<p>議長</p>	<p>ざいます。貸し手及び対象農地について個々にご説明をいたします。 ■■■■■の対象農地は、■■■■■ 田 1272 m²で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は5年間です。次に、■■■■■の対象農地は、■■■■■ 田 2001 m²で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は9年11ヶ月です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第5号】</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農用地利用配分計画の案の作成において、農業委員会の意見を聞くものとなっていることから、意見を求めるものであります。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第5号農用地利用配分計画案について、ご説明いたします。議案第5号は、議案第4号でご承認いただいた利用集積した農地を、農地中間管理機構から農地を借りる人へ配分する計画でございます。今回の利用配分計画の借り手は、■■■■■、■■■■■の2名であります。</p> <p>6ページから10ページまでが■■■■■への配分計画でございます。6ページの権利設定内容ですが、先ほど議案第4号で集積いたしました農地で、■■■■■ 田 1272 m²、権利の種類は賃借権であります。10ページが農業経営の状況となっております。</p> <p>次に、11ページから14ページまでが■■■■■への配分計画でございます。11ページの権利設定内容ですが、同じく議案第4号</p>

	<p>で集積いたしました農地で、[REDACTED] 田 2001 m²、権利の種類は賃借権であります。14ページが農業経営の状況となっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
鈴木昇委員	<p>[REDACTED]の経営状況で、機械は無いとなっているが、作業は可能なのか、誰かに頼むのか。</p>
事務局(山口)	<p>農林水産課と中間管理機構の審査を経て提出されていると思うが、申し訳ないが詳細はこの場ではわかりません。</p>
茂木委員	<p>同じ[REDACTED]で、認定農業者という記載もある。これで正しいのか。認定にあたっての作付け作物はわかるか。</p>
事務局(樋口)	<p>農政係に確認してみたい。</p>
議長	<p>それでは、暫時休憩とします。</p>
	<p>【約 20 分経過、休憩終了】</p>
議長	<p>会議を始めます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>確認したところ、[REDACTED]は昨年に認定新規就農者となっていて、将来構想としてカラー、いちじく等の複合経営で通年就農を目指すとなっている。現状では耕作機械の所有はなし、今後はユンボ、パイプハウス、刈払機等の購入予定があるとのことである。しかし今回の申請内容は水稲となっており、予定の施設花卉と合わないので、次回までに修正とさせていただきたい。</p>
議長	<p>それではこの議案での、[REDACTED]の部分については、ご質疑</p>

	<p>ございますか。</p>
大後委員	<p>■■■■の農作業従事日数の記載がないが。</p>
議長	<p>年齢欄にも記載がないようだ。事務局どうですか。</p>
事務局（樋口）	<p>すいませんが、再度農政係に確認させていただきたい。</p>
議長	<p>それでは、暫時休憩とします。</p>
	<p>【約 15 分経過、休憩終了】</p>
議長	<p>会議を始めます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>■■■■の年齢ですが ■■■歳とのことでした。従事日数は直接のデータが無いのですが、平成 30 年に農地法第 3 条の許可を取得しているので、その際は許可の条件を満たす日数でありました。</p> <p>それから■■■■について、天羽土地改良区と連絡がつきまして、認定新規就農者では施設花卉で認定されていて、今回権利設定する農地でも水稲ではなく畑として耕作する、ただ借賃を別に購入した米で物納するので、記載上の都合から経営作物欄を水稲と記入するよう指導されたようです。よって、畑としてカラー、いちじく等の栽培を行うので、トラクター、田植え機等の農機具は所有しないため 0 台としている、ということでした。</p>
議長	<p>■■■■は平成 30 年に 3 条の許可を受けているとのことで、農家として認めてよさそう、■■■■は天羽土地改良区から記載の指導があったということですね、実際に行うのは水稲ではなく花卉への転作ということ。</p>
大後委員	<p>■■■■の従事日数が 0 となっているがどうなのか。</p>

事務局（樋口）	<p>この方は昨年度に新規就農で認定を取った人なので、現在は0日の記載になります。</p>
議長	<p>新規時点で0、今回新たに中間管理機構から2000㎡を借り受けていちじく、カラーを行うということですね。</p> <p>それでは元に戻って、質疑は以上ということで、一括で採決としてよろしいでしょうか。（異議なしの声）</p> <p>では、議案第5号について、原案に同意する委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって本件は原案に対し同意いたします。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番から3番および5番と8番につきましては、専用住宅として所有権を移転するもので面積は、1番が661平方メートル、2番が1,011平方メートル、3番が227平方メートル、5番が657平方メートル、8番が202平方メートルです。4番につきましては、敷地拡張の用地として所有権移転するもので面積は165平方メートル、6番につきましては、専用住宅として使用賃貸借設定するもので、面積は580平方メートルです。7番につきましては、倉庫等の用地として所有権移転するもので、面積は442平方メートルです。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p>

係長	<p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。 事務局何かありますか。</p> <p>【活動記録ノートの頻繁な記入のお願いについて、10月までの市のクールビズ実施について、農林水産課からの伝達事項について、以上を説明】</p>
議長	<p>それでは皆様には、長時間慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。これをもちまして第584回の定例農業委員会を終了します。なお、次回農業委員会総会は6月3日木曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います、お疲れ様でした。</p>
議長	<p>閉会 午後2時50分</p>